

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 梅田 仁司
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	(043)243-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 田中 啓之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)5695-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 中村 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月25日開催の当行「第99回定時株主総会」において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式	1株につき金	3円	総額	177,733,032円
当行第二種優先株式	1株につき金	104円	総額	416,000,000円
当行第1回第六種優先株式	1株につき金	550円	総額	330,000,000円
当行第1回第七種優先株式	1株につき金	900円	総額	587,700,000円
当行第2回第七種優先株式	1株につき金	7,101円	総額	33,609,033円

ロ. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、青柳俊一、梅田仁司、松丸隆一、立野嘉明、神田泰光、白井克己、戸谷久子、山田英司および杉浦哲郎を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、加藤重人、横山均および菊川隆志を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、米倉偉之を選任する。

第5号議案 定款一部変更の件

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	445,820	3,464	382	(注)1	可決 99
第2号議案 取締役9名選任の件					
青柳俊一	432,300	16,984	382	(注)2	可決 96
梅田仁司	433,761	15,523	382		可決 96
松丸隆一	433,719	15,565	382		可決 96
立野嘉明	433,737	15,547	382		可決 96
神田泰光	445,269	4,015	382		可決 99
白井克己	445,237	4,047	382		可決 99
戸谷久子	433,603	15,681	382		可決 96
山田英司	425,097	24,187	382		可決 94
杉浦哲郎	430,853	18,431	382		可決 95
第3号議案 監査役3名選任の件					
加藤重人	444,671	4,613	382	(注)2	可決 98
横山均	444,694	4,590	382		可決 98
菊川隆志	394,253	55,031	382		可決 87
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
米倉偉之	446,692	2,591	382		可決 99
第5号議案 定款一部変更の件	447,841	1,439	382	(注)3	可決 99
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	418,827	29,548	1,287	(注)1	可決 93
第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件	444,504	4,776	382	(注)1	可決 98

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上